

【中小企業等】

下表左欄の業種分類の区分に応じ、当該右欄に掲げる定義を満たす会社又は個人事業主です。

業種分類	定義
1 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
2 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
3 サービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
4 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
5 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
7 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
8 その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
9 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数300人以下の者
10 学校法人	常時使用する従業員の数300人以下の者
11 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
12 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
13 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
14 特定非営利活動法人	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

(1) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味します。また、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため「常時使用する従業員」には該当しません。

(2) 本事業に申請する全ての事業者は、製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っており、補助対象事業を実施することにより製品・サービスの生産・提供などの生産性向上に資する者としてします。